

尼崎市雨水貯留タンク設置助成金交付事業に係るあま咲きコイン（SDGs ポイント）付与要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、雨水の流出抑制及び水資源の有効利用等に資することを目的とした雨水貯留タンクを本市公共下水道計画区域内に設置するという SDGs を達成する行動をした者に対し、尼崎市雨水貯留タンク設置助成金交付要綱（以下「助成金交付要綱」という。）により定められた尼崎市雨水貯留タンク設置助成金（以下「助成金」という。）に加え、あま咲きコイン（SDGs ポイント）を付与することについて、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、「電子申請」とは、尼崎市行政手続等における情報通信の利用に関する条例（令和3年尼崎市条例第23号）の例により、行政手続として、従来紙によって行っている助成金に係る申請（以下「紙申請」という。）に代えて、当該申請手続をインターネットを利用して行うことをいう。

（付与対象）

第3条 次に掲げる事項を全て満たすものを付与対象とする。

- (1) あま咲きコインの会員であること。
- (2) 助成金交付要綱第10条の規定による完了検査に合格した助成対象者又は当該助成対象者が指名する者であること。

（付与ポイント）

第4条 付与する SDGs ポイント数は、雨水貯留タンクの購入に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を含む。）と助成金額との差額分とする。ただし、1,000ポイント単位、20,000ポイントを上限とし、1,000ポイント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 付与した SDGs ポイントの有効期限は、付与日から2年とする。

（申請方法）

第5条 SDGs ポイント付与の申請方法は、紙申請又は電子申請とする。

2 SDGs ポイント付与を受けようとする者は、「助成金交付要綱」及び「あま咲きコイン利用規約」等について十分に理解し、同意した上でこの要綱に基づき申請しなければならない。

（申請及び付与）

第6条 助成金交付要綱第11条に規定する雨水貯留タンク設置助成金額確定通知書により通知を受けた助成対象者は、速やかに SDGs ポイント付与申請書（以下「付与申請書」という。）を尼崎市公営企業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の付与申請書を受けたときは、速やかに審査を行い、あま咲きコイン事務局へ付与申請書に記載されたあま咲きコイン会員コード及び付与ポイント数を通知し、SDGs ポイントの付与を依頼するものとする。

（協議）

第7条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、協議し、その解決を図るものとする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。